

平成 24 年 3 月 12 日
健康福祉事業本部
地域医療担当部地域医療課

(仮称) 練馬光が丘病院について

1 病院の名称

(仮称)「公益社団法人地域医療振興協会 練馬光が丘病院」
通称は「(仮称) 練馬光が丘病院」

2 病院の管理者および病院長

管理者 藤来 靖士 (ふじらい やすし)

現在 新・光が丘病院準備室本部長

病院長 川上 正舒 (かわかみ まさのぶ)

現在 自治医科大学附属さいたま医療センター長

※管理者は病院の最高責任者として、財務、人事を含めた経営全般を統括するのに対し、病院長は医療およびそれに付随するサービス提供について統括する役割を担う。

3 診療科目 20 診療科

内科、循環器内科(現病院では循環器科)、小児科、精神神経科(現病院では精神科)、神経内科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、皮膚科、泌尿器科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、救急科(新設)、病理診断科(新設)

※院内標榜として総合診療科を新設。

※救急科および病理診断科は、現病院でも該当する機能はあり、実質面での変更はない。

4 病床数

一般病床 342 床

5 医療相談窓口の設置

公益社団法人地域医療振興協会が、診療科目、診療内容、外来診療予定などについての質問に電話で応える患者の相談窓口を1月26日(木)に設置した。

相談時間 月～金曜 午前10時～正午・午後1時～5時(祝休日を除く)

電話 03-5967-2520

6 覚書（平成 23 年 11 月 15 日締結）

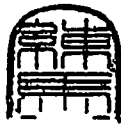
別紙 1 「病院の開設および運営に伴う基本的事項に関する覚書」のとおり

7 基本協定書（案）

別紙 2 「公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院の開設および運営に関する基本協定書」案のとおり

8 公有財産貸付契約書（案）

別紙 3 「公有財産貸付契約書」案のとおり



病院の開設および運営に伴う基本的事項に関する覚書

練馬区（以下「甲」という。）と公益社団法人地域医療振興協会（以下「乙」という。）は、甲が、日本大学医学部付属練馬光が丘病院後継運営主体公募要項（以下「公募要項」という。）に基づいて乙から提出された後継運営主体応募企画提案書（以下「提案書」という。）について検討を行った結果、病院の運営主体を乙に決定したことを踏まえ、病院の開設および運営について協議を行った結果、つぎのとおり基本的な事項について合意に達したので、覚書を締結する。

また、本覚書に基づき、別途、病院の開設および運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）を締結する。

（本覚書の目的）

第1条 本覚書は、病院の開設と運営に関し、甲と乙が双方の信頼と協調のもとに、本事業に当たることを確認し、本事業に関する基本的な事項を定めるものである。

（病院の目的）

第2条 病院は、地域における中核的な役割を果たす病院として、練馬区内の医療提供体制の向上を図るため開設するものとし、つぎの性格および機能を有するものとする。

- (1) 公的な目的と機能を持ち、第9条第1項に定める甲が要請する医療を重点として行う病院であること。
- (2) 高度で専門的な機能を持つ総合病院であること。
- (3) 地域医療の中核的機能を持つ病院であること。
- (4) 医療連携を図るとともに甲の地域保健医療施策に協力する病院であること。

（施設等）

第3条 病院の敷地および施設（以下「施設等」という。）はつぎのとおりとする。

- (1) 所在地 東京都練馬区光が丘二丁目25番地23（住居表示11番1号）
- (2) 家屋番号 25番23
- (3) 種類 建物（病院）
- (4) 構造 鉄筋鉄骨コンクリート造（一部鉄骨コンクリート造）
陸屋根 地下2階地上7階建
- (5) 延面積 17,488.89㎡
- (6) 敷地 9,513.72㎡

2 甲は、前項の施設等を乙に貸し付けるものとし、別途貸付契約書を甲と乙とで締結するものとする。

(開設および運営主体)

第4条 病院は、乙が開設し、これを運営するものとする。

(貸付期間)

第5条 施設等の貸付期間は、平成24年4月1日から起算して30年間とし、特段の事由のないときは更新するものとする。

(施設の維持補修等)

第6条 施設の改修および補修については、構造上重要な施設の躯体部分（土台、柱、壁および屋根をいう。）を除き乙が実施し、その費用を負担する。

2 病院の開設にあたり必要な工事に係る費用については、甲乙協議の上その費用の一部を甲が負担するものとする。

3 第1項および前項の規定にかかわらず、前条の貸付期間において施設に改築の必要が生じた場合の取扱いについては、甲乙協議の上、別に定める。

(議会の議決)

第7条 甲は、第3条第2項の貸付けを無償で行うものとし、甲の議会において必要な議案が可決されることを条件とする。前条第2項により甲が負担する費用についても同様とする。

(開院等)

第8条 病院は平成24年4月1日をもって開設し、運営する。

2 病院の運営に関するつぎに掲げる事項については、別途基本協定書により定めるものとする。

- (1) 甲の地域保健医療施策への協力に関すること。
- (2) 地域医療連携に関すること。
- (3) 運営に係る協議会等の設置に関すること。
- (4) その他病院の運営に関すること。

(重点医療等)

第9条 病院は、重点医療として、救急医療、小児医療、周産期医療および災害時医療を行う。

2 病床数については342床とする。

3 診療科目については、日本大学医学部付属練馬光が丘病院が標榜している診療科目を基本とし、甲乙協議の上、別途基本協定書により定めるものとする。

(覚書の解除)

第10条 甲または乙の一方が本覚書の趣旨に反する重大な違反をした場合は、甲乙協議の上、本覚書を解除することができるものとする。

2 前項の定めにより、本覚書が解除された場合において、甲または乙に損害が生じたとき

は、相手方はその損害を賠償するものとし、その賠償額は甲乙協議して定めるものとする。

(違約金)

第11条 甲は、病院開設後において、乙の都合による一方的な運営の終了またはそれに相当する重大な義務違反をした場合に、乙に違約金を課す旨基本協定書に定めるものとする。

(協議)

第12条 本覚書の解釈に疑義が生じた場合および本覚書に定めのない事項については、その都度、甲乙が誠実に協議して決定するものとする。

2 本覚書の内容に変更を加えようとするときは、その都度甲乙の両者の協議により定めるものとする。

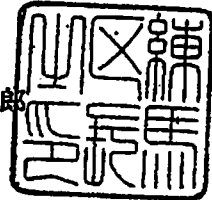
この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成23年11月15日

甲：東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区

練馬区長 志村 豊志郎



乙：東京都千代田区平河町二丁目6番3号

公益社団法人地域医療振興協会

理事長 吉新 通房



公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院の開設および運営に関する基本協定書

練馬区（以下「甲」という。）と公益社団法人地域医療振興協会（以下「乙」という。）は、平成23年11月15日に締結された「病院の開設および運営に伴う基本的事項に関する覚書」（以下「覚書」という。）に基づいた公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院（以下「病院」という。）の開設および運営に関し、協賛の上つぎのとおり合意に達したので、協定を締結する。

また、本協定に基づき、別途、「公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院の運営に関する協定細目」を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、病院の開設と運営に関し、甲と乙が双方の信頼と協調をもとに本事業に当たることを確認し、本事業に関する必要事項を定めることにより、区民に安定した医療を提供し、もって地域医療の充実に資することを目的とする。

（信義誠実の原則）

第2条 甲および乙は、信義を重んじ、誠実にこの協定を履行しなければならない。

（病院の目的）

第3条 病院は、地域に医療を提供する中核的な役割を果たす病院として、練馬区内の医療提供体制の向上を図るために開設するものとし、つぎの性格、機能を有するものとする。

- (1) 公的な目的と機能を持ち、第9条に定める甲が要請する医療を重点として行う病院であること。
- (2) 高度で専門的および総合的な医療機能を持つ病院であること。
- (3) 地域医療の中核的機能を持つ病院であること。

(4) 医療連携を図るとともに甲の地域保健医療施策に協力する病院であること。

(病院施設)

第4条 病院の敷地および建物（以下「病院施設」という。）は、つぎのとおりとする。

(1) 所在地 東京都練馬区光が丘二丁目25番地23（住居表示11番1号）

(2) 家屋番号 25番23

(3) 種類 建物（病院）

(4) 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄筋コンクリート造）

陸屋根 地下2階地上7階建

(5) 延面積 17,488.89㎡

(6) 敷地 9,513.72㎡

(規模)

第5条 病院は、342床の病床規模とする。

(開設時期)

第6条 病院は、平成24年4月1日に開設する。

(開設および運営主体)

第7条 病院は、乙が開設し、これを運営するものとする。

(運営期間)

第8条 病院の運営期間は、平成24年4月1日から起算して30年間とし、特段の事由のある場合を除き、原則として更新するものとする。

(重点医療等)

第9条 病院は、重点医療として、救急医療、小児医療、周産期医療および災害時医療を行う。

2 救急医療については、つぎのとおり行うものとする。

(1) 東京都が実施する「休日・全夜間診療事業」の指定を受け、24時間対応の二次救急医療機関として、外科系、内科系、小児科の休日・全夜間診療体制を確保する。

- (2) ICU等を設置し、重傷患者に対する救急医療を行う。
- (3) 三次救急について近隣の医療機関との連携において対応する。
- 3 小児医療については、つぎのとおり行うものとする。
 - (1) 小児病棟を確保するとともに、小児科医師による24時間対応の診療体制を確保する。
 - (2) 甲および区内の医療機関の実施する小児救急医療事業に積極的に協力する。
- 4 周産期医療については、産科病棟を確保するとともに、産婦人科医師による24時間対応の診療体制を確保する。
- 5 災害時医療については、東京都の災害拠点病院の指定要件を満たす施設、設備を整備し、甲の地域防災計画に係る事業に協力する。
- 6 診療科目は、内科、循環器内科、小児科、精神神経科、神経内科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、皮膚科、泌尿器科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、救急科、病理診断科を基本とする。
- 7 病室差額料が発生する病床の取扱いについては、厚生労働省の指導基準による。

(医療連携体制)

第10条 病院は、地域医療の中核的な病院として、区内医療機関との患者の紹介、逆紹介などを活発に行うため、乙は区内医療機関等との連携・協議を積極的に行う。

(病院運営に関する協議会等の設置)

第11条 乙は、病院を開かれた病院として運営することに努力し、病院に対する区民の要望を可能な限り尊重するものとする。

2 乙は、前項の規定を達成するため、病院運営に関する協議会等を設置する。

3 前項の協議会等の設置運営については、甲乙協議の上、別途定める。

(貸付け)

第12条 甲は、第4条に定める病院施設を、乙に無償で使用させる。

2 甲および乙は、前項に定める病院施設の貸付けについて、別途貸付契約書を締結する。

3 貸付契約書において定める病院施設の貸付期間（以下「貸付期間」という。）において、病院施設に改築等の必要が生じた場合には、病院施設の確保等病院の運営条件について甲乙協議の上、対処する。

（施設の維持補修等）

第13条 病院施設の維持補修等については、前条第2項の貸付契約書において定める。

（甲の補助）

第14条 甲は、乙が整備する病院の施設整備のうち、開設にあたり必要と認める工事については、その費用の一部を負担するものとする。

（医療機能等の向上に係る協議）

第15条 甲と乙は、病院の医療機能の向上および療養環境の確保を図るため、甲乙による定期的な協議を行い、課題の解決に努めるものとする。

（協定の解除）

第16条 甲または乙の一方が、本協定の趣旨に反する重大な違反をした場合には、甲乙協議の上、本協定を解除することができるものとする。

2 前項の定めにより、本協定が解除された場合において、甲または乙に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとし、その賠償額について甲乙協議するものとする。

（違約金）

第17条 乙が一方的な事情により病院の運営を終了し、または、それに相当する重大な義務違反をした場合には、前条で定める損害賠償金とは別に、違約金として当該事由の発生時における病院施設の時価に10%を乗じて得た額を甲に支払わなければならない。

（運営状況の報告）

第18条 甲は、病院の運営に関し、協定の趣旨に係る重要と認める事項について、必要に応じ乙に対し報告を求めることができる。

（協議）

第19条 本協定書の解釈に疑義が生じた場合および本協定書に定めのない事項につい

ては、その都度、甲乙が誠実に協議して決定するものとする。

2 本協定の内容に変更を加えようとするときは、その都度甲乙の両者の協議により定めるものとする。

この協定書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成24年 月 日

甲：東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区

練馬区長 志村 豊志郎

乙：東京都千代田区平河町二丁目6番3号

公益社団法人地域医療振興協会

理事長 吉新 通康

案

公有財産貸付契約書

貸付人 練馬区（以下「甲」という。）と借受人 公益社団法人地域医療振興協会（以下「乙」という。）とは、平成 年 月 日に締結した公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院の開設および運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第12条第2項に基づき、下記のとおり公有財産貸付契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲および乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 甲は、その所有するつぎに掲げる公有財産（以下「貸付物件」という。）を、乙に現状有姿をもって無償で貸し付ける。

所在地	練馬区光が丘二丁目25番地23（住居表示11番1号）
家屋番号	25番23
種類	建物（病院）
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄筋コンクリート造） 陸屋根 地下2階地上7階建
延面積	17,488.89㎡
敷地	9,513.72㎡

（貸付期間）

第3条 貸付物件の貸付期間は、平成24年4月1日から起算して30年間とし、特段の事由のある場合を除き、原則として更新するものとする。

（指定用途）

第4条 乙は、この貸付物件を前条に定める期間中、病院の敷地および施設として使用しなければならない。

（権利の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、甲の承諾がなければ、貸付物件を使用する権利を第三者に譲渡し、または転貸してはならない。

(使用上の制限)

第6条 乙は、貸付物件の現状を変更しようとするときは、事前に詳細な理由を付した書面をもって甲の承認を求めなければならない。

2 甲は、乙から前項の請求があったときは遅滞なく事情を調査し、書面により回答するものとする。

(光熱水費等の負担)

第7条 貸付物件の使用に係る光熱水費等は、乙の負担とする。

(貸付物件の維持補修)

第8条 貸付物件の維持管理に必要な改修および補修ならびに病院運営に有益となる改修および補修については、構造上重要な貸付物件の躯体部分（土台、柱、壁および屋根をいう。）を除き乙が実施するものとし、その費用を負担する。

2 前項に定めるもののほか、貸付物件に、病院運営の継続が困難になるおそれが生じた場合の対応については、甲乙協議の上これを定める。

(大規模改修等に関する計画書等の提出)

第9条 乙は、貸付物件に大規模な改修および補修（以下「大規模改修等」という。）を行おうとするときは、計画書を作成し、甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の計画書を審査し、大規模改修等が必要であると認めたときは、これを許可するものとする。

3 乙は、大規模改修等を実施した後に、竣工図等を甲に提出しなければならない。

(火災保険)

第10条 乙は、貸付期間中、貸付物件に対し、保険金受取人を甲とする火災保険契約を締結するものとする。

2 甲は、前項の火災保険契約の締結により交付される保険証券を保管するものとする。

(善管注意義務)

第11条 乙は、貸付物件について善良なる管理者の注意をもって使用しなければならない。

(滅失等の届出)

第12条 乙は、貸付物件が災害その他の事故により滅失し、またはき損したときは、直ちにその旨を甲に届け出なければならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、つぎの各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が、この契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 甲が、貸付物件を公用または公共用に供するため必要とするとき。
- (3) 基本協定書が解除されたとき。

2 乙は、前項第1号および第3号の規定により契約を解除されたときは、第4条に規定する指定用途について、甲の指示のもとに引継ぎ計画を作成し、円滑な引継ぎを行わなければならない。

3 甲は、第1項第2号の規定により契約を解除する場合は、1年以上前までに乙に対し、書面により契約の解除通告をしなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第14条 乙は、貸付物件について支出した有益費、必要費その他の費用を甲に請求することができない。

(使用状況の調査等)

第15条 甲は、貸付物件について随時その使用状況を調査し、資料の提出または報告を求め、その他維持管理に関し指示することができる。この場合において、乙はこれに協力しなければならない。

(原状回復)

第16条 乙は、貸付期間が満了したときまたは契約を解除されたときは、貸付物件を甲の指定する期日までに自己の負担で原状に回復し、甲に返還しなければならない。ただし、貸付物件を現状において返還することを甲が認めた場合は、この限りではない。

(損害賠償)

第17条 乙は、その責に帰すべき理由により、貸付物件を滅失またはき損したときは、損害相当金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、甲がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、または免除することができる。

(損失補償)

第18条 乙は、第13条第1項第2号の規定により、この契約を解除された場合は、甲に対し、その受けた損失の補償を請求することができる。

(疑義等の決定)

第19条 この契約に定めのない事項およびこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上これを定めるものとする。

平成24年 月 日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区

練馬区長 志村 豊志郎

乙 東京都千代田区平河町二丁目6番3号

公益社団法人地域医療振興協会

理事長 吉新 通康